



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年4月20日		
問い合わせ先	課名	産業振興・雇用推進課	
	電話	直通	803 - 1323
		内線	4525
担当者	職名・氏名	課長	舩守 秀樹
	職名・氏名	係長	遠部 明弘

広 報 連 絡

- 1 件 名 商業イベントの開催やオリジナル商品の開発などに取り組む商業グループを募集します
- 2 趣 旨 地域の共通課題の解消に取り組む商業グループの活動に対して補助を行うことにより、地域経済の活性化及び商業の発展・振興を図ります。
- 3 応募資格 市内で小売・飲食・サービス業等を営む3者以上で構成された商業グループ
- 4 募集内容 地域で行うマルシェなどの商業イベントや、オリジナル商品の開発などに取り組む商業グループを募集します。
商工会議所、地元町内会及び教育機関等の外部団体が商業グループと連携して実施する活動についても対象になります。
審査により採択した事業に対し、事業実施に必要な経費の一部を補助します。
- 5 募集期間 令和4年5月1日（日）～令和4年9月30日（金）
- 6 備 考 ・応募方法及び事業実施スケジュールその他詳細については別紙資料をご覧ください。
・今年度より、新たな補助区分として外部団体連携実施型を設けています。

【令和4年度】地域商業グループ活動支援事業 要項

1. 事業内容

市内商業者で構成される商業グループによる、商業イベント等の開催やオリジナル商品等の開発など、売上向上を目的とした事業を支援します。

2. 補助対象となる取り組み・補助金額

事業区分	対象事業	商業者数	期間	補助率	上限額	要件
グループ 単独実施型	(1) 活動エリアの特長を活かして定期的に行う商業イベント等を開催する事業 (2) オリジナル商品やパッケージの開発と、新商品の宣伝を行う事業	3者以上	1年～3年	1年目 2/3 2年目 2/3 3年目 1/2	30万円	商工会議所、 商工会、地 元町内会、 教育機関 との連携
外部団体 連携実施型				1年目 4/5 2年目 2/3 3年目 1/2	50万円	

3. 取り組みの例・対象経費

(1) マルシェ、スタンプラリー等の開催

対象経費例：会場借り上げ料、会場設営費用、音響機器のリース料等

(2) ご当地オリジナルメニューの開発・PR

対象経費例：オリジナル商品の開発に必要な原材料、商品PRに係る販促費用等



対象経費／例

人件費	イベント当日のアルバイト代	通信運搬費	郵便料金、宅配料金
報償費	イベント等への出演料	委託料	会場設営や音響など委託費用
消耗品費	文房具、アルコール消毒液等	旅費	イベント出演者の旅費
印刷製本費	チラシ・ポスターの印刷代	使用料・貸借料	会場借り上げ料
役務費	新聞等折込費用、デザイン費用	原材料費	オリジナル商品の開発に必要な費用

※各個店の通常営業に係る費用は対象外となります。

4. 補助対象者

共通の課題解決に取り組む市内商業者※1 3者以上で構成され、次の要件を満たすグループ。

- (1) グループの代表者及び構成員は、小規模企業者・中小企業者であること
- (2) グループの代表者及び構成員の過半数は小売業、飲食業、サービス業を営む者で、商店会等に属する組合員でないこと
- (3) テナントビル等の一の建物内の店舗のみでグループを構成していないこと
- (4) 次に該当するグループでないこと
 - i 代表者又は構成員が市税を滞納している
 - ii 同様の計画内容で国・県・市から補助金の交付を受けている
 - iii 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- (5) 代表者及び構成員に次の者を含んでいないこと
 - i 暴力団関係者
 - ii 風俗営業者
 - iii 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者
 - iv 過去2年度間に市の補助金を取消されている者

※1 小売業、飲食業、サービス業等を営む者（但し、グループの過半数は、小売業、飲食業、サービス業を営む者で構成される必要があります。）

5.事業実施エリア

事業実施エリアは、同一の商工団体（商工会議所又は商工会）の管内となります。

6.事業の流れ

①事業計画の募集

募集期間：令和4年5月1日（日）～令和4年9月30日（金）

応募にあたっては、産業振興・雇用推進課において計画・提出内容に関する事前相談を行った上、書類を直接ご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

受付期間	採択時期	交付決定時期
(1) 5月1日(日)～5月31日(火)	6月上旬	6月下旬
(2) 6月1日(水)～6月30日(木)	7月上旬	7月下旬
(3) 7月1日(金)～7月31日(日)	8月上旬	8月下旬
(4) 8月1日(月)～8月31日(水)	9月上旬	9月下旬
(5) 9月1日(木)～9月30日(金)	10月上旬	10月下旬

※予算に達し次第、募集を終了。 ※郵送提出の場合、当日消印有効。

②審査・採択

(1)～(5)の受付期間ごとに、審査・採択を行います。

提出された事業計画に基づき別に定める審査基準により書類審査を行い、採択事業を決定します。決定後は、「補助事業採択(不採択)通知書」により速やかに採択又は不採択をお知らせします。

③～⑤補助金交付申請・事業実施

採択後、補助金申請書類を提出してください。

交付決定後は、「補助金等交付決定通知書」によりお知らせします。

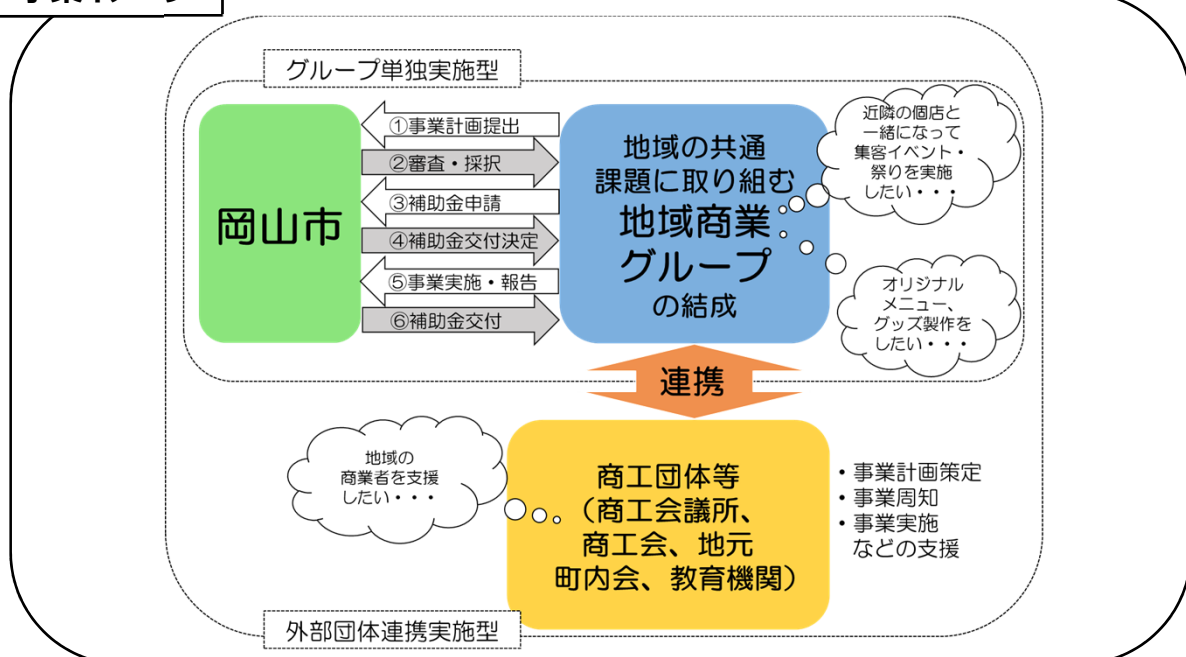
なお、事業の実施は、補助金交付決定を受けた日以降でなければ認められません。

⑥事業完了後に補助金交付

令和5年3月31日までに事業を完了してください。

補助金は事業完了後に交付します。

事業イメージ



7. 提出書類

①～②事業採択の申請時

1. 採択申請書兼事業計画書（様式第1号）
 2. 商業者グループ構成員名簿（様式第2号）
 3. 事業実施エリア及び参加店舗を示す地図
 4. 見積書（明細が記載されたもの）の写し
 5. 事業計画書提出に際しての誓約書兼同意書（様式第3号）
 6. その他必要な資料及び事業実施にあたり必要な許可証、資格証等の写し等
- ※提出された書類等は返却しませんので、必ず各自で控えをお取りください。

③補助金申請時（1年目）

1. 補助金等交付申請書（岡山市補助金等交付規則 様式第1号）
2. 市税の滞納無証明書（代表者及び構成員）
3. 債権者登録申請書（岡山市に未登録の場合）

補助金申請時（2年目以降）

1. 補助金等交付申請書（岡山市補助金等交付規則 様式第1号）
2. 事業計画書（2年目以降）（様式第1-①号）
3. 市税の滞納無証明書（代表者及び構成員）
4. 債権者登録申請書（岡山市に未登録の場合）

④事業実施～事業完了後

1. 補助事業等着手届（岡山市補助金等交付規則の様式第4号）
2. 補助事業等完了届（岡山市補助金等交付規則の様式第4号）
3. 補助事業等実績報告書
4. 実施報告書（様式第5号）
5. 収支決算書（様式第6号）
6. 請求書（明細が記載されたもの）
7. 領収書（振込票の控え）の写し
8. 成果物や実施状況の写真など事業を実施したことが分かる資料

⑨補助金交付

1. 補助事業等交付請求書（岡山市補助金等交付規則の様式第7号）

※提出された書類に不備等有る場合、確認のため別途資料の提出をお願いする場合があります。

8. 申請・お問い合わせ先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎 5F

産業観光局商工部産業振興・雇用推進課

Tel : 086-803-1323

Mail : shougyou@city.okayama.lg.jp



岡山市ホームページ
QRコード（※QRコードはデンソーウェブの登録商標です）



9.よくある質問

Q 1 対象となる具体的な取り組みを教えてください。

(A) マルシェやスタンプラリーなどの商業イベント、オリジナルの商品やパッケージ等の開発など、売上向上を目的とした幅広い事業を対象としています。

Q 2 外部団体連携実施型の「連携」はどのような内容ですか。

(A) 事業の計画策定や周知への協力、実施協力などを想定しています。

Q 3 結成したばかりのグループも対象になりますか。

(A) 申請時点で結成されているグループであれば対象になります。

Q 4 市外の商業者がグループの構成員になることは可能ですか。

(A) 実施エリア内に参加店舗を有していれば市外の商業者も構成員になることは可能ですが、グループの代表者及び構成員の過半数が市内の商業者であることが必要です。

Q 5 申請をすれば必ず採択されますか。

(A) 予算の範囲内で、審査基準を満たした事業が採択となります。

Q 6 補助金等の交付決定前に、事業を開始した場合は補助対象となりますか。

(A) 交付決定前に事業を開始（発注、契約等）した場合は、その経費は補助対象となりません。

Q 7 消費税は補助対象となりますか。

(A) 消費税は、補助対象外となります。

Q 8 イベントにおける抽選会等の景品や参加賞等は補助対象となりますか。

(A) イベントの景品や参加賞等は、換金性が高いことから補助対象外となります。
なお、商品券やクーポン等の印刷費用は補助対象となります。

Q 9 事業で実施するために使用する備品（机やマイク等）の購入費用は補助対象となりますか。

(A) 備品は汎用性があり、補助事業の目的外使用が可能となり得ることから、その購入費用は補助対象外となります。備品をレンタルする場合は、補助対象となりますので、使用料・賃貸料として計上してください。

Q 10 商工団体の管内を越えて事業者が3者以上の商業グループを結成した場合は補助対象となりますか。

(A) 「単独実施型」では、別々のエリアで事業実施すると補助対象外となります。
「外部団体連携実施型」では、連携した各商工団体等を1つの事業実施エリアとして実施すると補助対象となります。